

## 老人短期入所施設かるが利用料金表(特定)

令和 3年 4月 1日 改定

	利用者負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①併設型ユニット型短期入所生活介護費(1割自己負担分)	共通	696円	764円	838円	908円	976円
②サービス提供体制強化加算Ⅱ(1割自己負担分)	〃	18円				
③夜勤職員配置加算Ⅱ(1割自己負担分)	〃	18円				
④居住費(実費負担分) Aタイプ(海側)・Bタイプ(山側)	第2段階	Aタイプ・Bタイプ 820円/日額				
	第3段階	Aタイプ・Bタイプ 1,310円/日額				
⑤食費(実費負担分)	第2段階	朝食360円/昼食840円(おやつ代を含む)/夕食450円 ※食費は一食ごとに計算させていただきます。一日にお支払い頂く金額は390円が上限となります。				
	第3段階	朝食360円/昼食840円(おやつ代を含む)/夕食450円 ※食費は一食ごとに計算させていただきます。一日にお支払い頂く金額は650円が上限となります。				
⑥送迎加算(1割自己負担分)	共通	184円/片道 ※通常の事業実施地域以外の地域にする利用者に対して行う送迎の場合は、通常の実施地域を越えた地点から1kmあたり50円別途必要となります。				
⑦療養食加算(1割自己負担分)	〃	8円/1食 ※1日につき3食を限度として				
⑧緊急短期入所受入加算(1割自己負担分)	〃	90円/日額 ※原則7日以内、やむを得ない事情がある場合は14日を限度に算定				
⑨電気代(実費負担分)	〃	50円/日額 ※居室において個人占有の電気器具を使用する場合。				
⑩テレビリース代(実費負担分)	〃	50円/日額 ※電気代は別途必要となります。				
⑪その他(実費負担分)	〃	利用者個人でご使用になる日常生活品(歯ブラシ・化粧品等)・利用者の選択するクラブ活動の材料費等・理美容代は実費とします。 通常のサービス提供以外に必要な費用は実費とします。				
⑫介護職員処遇改善加算Ⅰ(1割自己負担分)	〃	上記介護保険給付対象部分①～③及び⑥～⑧の1割自己負担分を合計したものに8.3%を乗じた金額				
⑬介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(1割自己負担分)	〃	上記介護保険給付対象部分①～③及び⑥～⑧の1割自己負担分を合計したものに2.7%を乗じた金額				

※①～⑤は毎日必要となる基本的な費用です。⑥～⑪は必要時及び希望時に必要となる費用です。⑫⑬は加算部分の日額に応じて変動する費用です。

※空床利用の場合は、看護体制加算Ⅰ(4円/日額)、看護体制加算Ⅱ(8円/日額)が必要となります。

※区分支給額を超過するなど保険給付対象外となる場合は、食費は実費負担、居住費は2,006円/日額になります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%が上乘せされます。

基本費用合計(標準モデル金額)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ご利用者自己負担額計 ①～⑤+⑫⑬(日額) Aタイプ(海側)/Bタイプ(山側)	第2段階	A・Bタイプ 1,942円+⑫⑬	A・Bタイプ 2,010円+⑫⑬	A・Bタイプ 2,084円+⑫⑬	A・Bタイプ 2,154円+⑫⑬	A・Bタイプ 2,222円+⑫⑬
	第3段階	A・Bタイプ 2,692円+⑫⑬	A・Bタイプ 2,760円+⑫⑬	A・Bタイプ 2,834円+⑫⑬	A・Bタイプ 2,904円+⑫⑬	A・Bタイプ 2,972円+⑫⑬

※ショートステイは要介護又は要支援の認定を受けた方が対象となります。